

## 10.2 投資・サービス章留保表 (附属書 I & II) ベトナム

梅津英明\*

柴田久\*\*

### I. 現在留保 (附属書 I)

投資章・サービス章におけるベトナムの中央政府レベルでの現在留保のうち、主な内容は以下の通り (全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい)。

分野	留保対象義務/概要
流通サービス	<p>内国民待遇 (投資章)</p> <p>小売業の販売店の設立 (2 店舗目以降) は、経済需要テストを充足した場合に許容される。但し、500 m<sup>2</sup>未満の販売店であって、市や省の人民委員会により商業活動が計画される地域にあり、その地域でインフラの建設が完了している場合には、経済需要テストの対象外となる。</p> <p>また、TPP 協定の発効から 5 年後に上記の経済需要テストは廃止される。</p>
電気通信サービス	<p>内国民待遇 (投資章・サービス章)</p> <p>(a) サービス章</p> <p>衛星を利用したサービスについては、原則として、ベトナムでライセンスを有する、ベトナムの国際衛星サービス供給者を通じて提供されることが必要となる。</p> <p>(b) 投資章</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非設備ベースのサービスへの投資は、ジョイントベンチャー又はベトナム企業の株式取得を通じて行われる場合であって、外国資本が 65% (仮想プライベートネットワークの場合は 70%) 以下の場合を除き認められない。</li> </ul> <p>但し、TPP 協定の発効から 5 年後までに外資規制又はジョイントベンチャー要求は廃止される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備ベースのサービスへの投資は、基本サービスについては、ジョイ</li> </ul>

\* うめつ ひであき/弁護士・森・濱田松本法律事務所

\*\* しばた ひさし/弁護士・森・濱田松本法律事務所

	<p>ントベンチャー又はベトナムでライセンスを受けたベトナム企業の株式取得を通じて行われる場合であって、外国資本が 49%以下の場合を除き認められない。</p> <p>・設備ベースのサービスへの投資は、付加価値サービスについては、ジョイントベンチャー又はベトナムでライセンスを受けたベトナム企業の株式取得を通じて行われる場合であって、外国資本が 51%以下の場合を除き認められない。但し、TPP 協定の発効から 5 年後までに外国資本を 65%まで許容する。</p>
音響映像サービス	<p>特定措置の履行要求（投資章）</p> <p>映画館は、主要な国の記念日には、ベトナム映画を上映しなければならない。また、1 年間に上映されるベトナム映画の比率は、全体の 20%以上でなければならない。映画館は 18 時から 22 時までの間に少なくとも 1 本のベトナム映画を上映しなければならない。</p> <div data-bbox="443 958 1348 1151" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【解説・コメント】</b></p> <p>日本・ベトナム投資協定では、ベトナムは、音響・映像サービスにおける内国民待遇義務と特定措置の履行要求を現在留保の対象としていた。ベトナムにおける制度変更を踏まえ、留保内容が改善されている。</p> </div>
娯楽、文化、スポーツサービス	<p>内国民待遇（投資章）</p> <p>エンターテインメントサービス（CPC9619 に含まれるものを指し、演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む）への投資は、ジョイントベンチャー又はベトナム企業の株式取得を通じて行われる場合であって、外国資本が 49%以下の場合を除き認められない。但し、TPP 協定の発効から 3 年後には、外国資本は 51%まで許容されるようになる。</p>
娯楽、文化、スポーツサービス	<p>内国民待遇（投資章・サービス章）</p> <p>電子ゲームサービスへの投資は、ライセンスを有するベトナム企業との業務提携契約もしくはジョイントベンチャー又はライセンスを有するベトナム企業の株式取得の方法でなければ行うことができない。ジョイントベンチャー又はライセンスを有するベトナム企業の株式取得の場合、外国資本は、49%以下でなければならない。インターネットを通じた電子ゲームサービスについて、ベトナムは、TPP 協定の発効から 2 年後までに外国資本を 51%まで許容する。また、TPP 協定の発効から 5 年後には、外国資本への制限は撤廃される。</p> <p>なお、国境を越えて提供される電子ゲームサービスについても、登録・ライセンス要件を含め、ベトナムの法令に従うことが必要である。</p>

海上運送サービス	<p>内国民待遇並びに経営幹部及び取締役会（投資章）</p> <p>ベトナム船籍の船による海上の旅客・貨物の運送の提供への投資は、ジョイントベンチャー又はベトナム企業の株式取得を通じて行われる場合であって、外国資本が 49%以下の場合を除き認められない。</p> <p>外国船員は船の全従業員の 3 分の 1 以下とする。また、船長等がベトナム市民であることが必要となる。</p> <div data-bbox="443 622 1348 763" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【解説・コメント】</b></p> <p>海上運送（旅客・貨物）分野について、従来は、外資会社の提供できる業務範囲が限定されていたが、業務範囲の限定が解除される。</p> </div>
不動産	<p>内国民待遇（投資章）</p> <p>外国企業は、留保表に個別に列挙された態様での建設、購入、リースパーチェス、賃借などのみを行うことができる。</p> <div data-bbox="443 965 1348 1196" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【解説・コメント】</b></p> <p>外国企業に許容される事項には、サブリース目的で住宅用不動産を賃借すること及び自己利用又はサブリース目的で商業用不動産を賃借することが含まれる。これにより、大型スーパー・百貨店が専門店をテナントとして入居させることが可能となる。</p> </div>

上記に加え、ベトナムは、以下の規制の撤廃などについて合意した。

- (1) 広告業におけるジョイントベンチャー等の外資規制の撤廃
- (2) 試験・証明サービス分野における、輸送車両に関する外資規制の撤廃
- (3) 電気通信分野における、外国人サービス提供者による固定・携帯の地上波サービスの提供に対する規制の撤廃
- (4) 通関サービスにおける、ジョイントベンチャー等の外資規制の撤廃
- (5) 貨物運送仲介・貨物検査・コンテナ保管・倉庫等のサービスにおけるジョイントベンチャー等の外資規制の撤廃
- (6) 音響映像（映画の制作、配給、映写）、内陸水路における運送（旅客、貨物）及び鉄道運送（貨物）につき、ジョイントベンチャーによるサービス提供のみでなく、ベトナム企業の株式取得を通じて行われるサービス提供も可能であることが明確化された。但し、運送サービス（内陸水路における運送や鉄道運送を含む。）においては、カボタージュなどが包括的留保されている。

【附属書 I に関する全体的解説・コメント】

日本・ベトナム投資協定では、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用されていたが、上記の点などにおいて、留保内容が改善されている。日本・ベトナム経済連携協定のサービス章では、義務の遵守を約束する分野のみを列挙する方式（いわゆるポジティブ・リスト方式）が採用されていたが、TPP 協定においてはネガティブ・リスト方式が採用されたため、法的安定性や予見可能性が高まった。

## II. 包括的留保（附属書 II）

投資章・サービス章におけるベトナムの包括的留保のうち、主な内容は以下の通り（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。

分野	留保対象義務／概要
製造業 (自動車)	内国民待遇（投資章）、特定措置の履行要求（投資章） 座席数が 29 席を超えるバス・車両の製造・組立に限り、9.10 条 1(h) (特定措置の履行要求) に適合しない措置を採用し、又は維持する権利 を留保する。

上記に加え、ベトナムは、従来自由化を約束していなかった、海上運送（船舶の賃貸、船舶の保守・修理）、内陸水路における運送（船舶の保守・修理、支援サービス）、鉄道運送（鉄道運送機器の保守・修理、支援サービス）及び道路運送（業務用車両の賃貸、道路輸送機器の保守・修理、支援サービス）につき、自由化を合意した。但し、これらを含む運送サービスにおいては、カポタージュなどが包括的留保されている。

また、ベトナムは、市場アクセス（サービス章）につき、全ての分野において、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）第 16 条におけるベトナムの義務に矛盾しない措置を採用又は維持する権利を留保している。但し、同条に規定する市場アクセスの内容は、概要、以下の点で改善している。

### 【解説者注】

下表の記載において、第 1 モードとは、越境取引（ある国の領域から他の国の領域へのサービス提供）を、第 2 モードとは、国外消費（ある国の領域における他の国のサービス消費者へのサービス提供）を、第 3 モードとは、商業拠点（ある国のサービス提供者による、他の国の領域における商業拠点を通じたサービスの提供）を、第 4 モードとは、人の移動（ある国のサービス提供者による、他の国の領域内における自然人を通じてのサービス提供）をそれぞれ意味する。

分野	市場アクセスの改善
実務サービス	
不動産に係るサービス (CPC821)	
所有し又は賃貸する不動産に係るサービス	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード：制限しない。 第 2 モード：制限しない。

	第3モード：制限しない。
契約に基づき報酬を受けて行うサービス	以下の通り新たな約束をした。 第1モード：制限しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：制限しない。
<b>運転者を伴わない賃貸サービス</b>	
その他の機械及び機器関連 (CPC83109)	従来、第1モードに課していた制限をなくし、第1モードを「制限しない」こととする。
<b>その他の実務サービス</b>	
水産業に付随するサービス（海洋又は淡水の養殖場・孵化場に関する専門コンサルタントサービスのみ）(CPC882)	以下の通り新たな約束をした。 第1モード：制限しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：制限しない。
鉱業に付随するサービス (CPC883)	以下の通り新たな約束をした。 第1モード：制限しない。
肖像写真サービス (CPC87504) 航空写真を除く専門写真サービス (CPC87504)	以下の通り新たな約束をした。 第1モード：制限しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：ベトナムの供給者との合弁等により行うことが必要との制限を付した上で認める。なお、合弁における出資規制は行わない。
助産婦、看護婦、理学療法士及び準医療に従事する者により提供されるサービス (CPC93191)	以下の通り新たな約束をした。 第1モード：制限しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：制限しない。
社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス (CPC852)	以下の通り新たな約束をした。 第1モード：制限しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：制限しない。
学際的な研究及び開発のサービス (CPC853)	以下の通り新たな約束をした。 第1モード：制限しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：制限しない。

こん包サービス (CPC876)	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード：制限しない。 第 2 モード：制限しない。 第 3 モード：外資の出資比率の上限を 49%とする制限を付した上で認める。
<b>環境サービス</b>	
汚水サービス (CPC9401)	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード：コンサルティングサービスを除き拘束されない。 第 2 モード：制限しない。
衛生サービス及びこれに類似するサービス (CPC9403)	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード：制限しない。 第 2 モード：制限しない。 第 3 モード：制限しない。
自然及び景観保護 (CPC9406)	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード：制限しない。 第 2 モード：制限しない。 第 3 モード：制限しない。
その他のサービス (排出ガスの浄化サービス (CPC94040) 及び騒音緩和サービス (CPC94050))	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード：コンサルティングサービスを除き拘束されない。 第 2 モード：制限しない。
<b>娯楽、文化及びスポーツのサービス</b>	
スポーツイベントの興行サービス (宣伝、組織及び施設管理を含む)	以下の通り新たな約束をした。 第 2 モード：制限しない。 第 3 モード：ベトナムの法規則に従い、かつ TPP 協定におけるベトナムの約束に整合的であることとの制限を付した上で認める。

**【附属書Ⅱに関する全体的解説・コメント】**

日本・ベトナム投資協定では、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式 (いわゆるネガティブ・リスト方式) が採用されていたが、日本・ベトナム経済連携協定のサービス章では、義務の遵守を約束する分野のみを列挙する方式 (いわゆるポジティブ・リスト方式) が採用されていた。TPP 協定においてはネガティブ・リスト方式が採用されたた

め、法的安定性や予見可能性が高まった。また、上記のとおり、GATS 第 16 条に規定する市場アクセスの内容が改善している。

### III. 備考及び更新情報

ver.2 : 附属書 I 全体に関する解説・コメントに一部加筆の上、TPP 協定（訳文）、及び他の締約国の留保表の解説における表現等に平仄を合わせた字句訂正及び加筆・修正、その他表のフォーマット調整を行った。

ver.3 : 附属書 II に関する全体的解説・コメントを加筆の上、明確化のための加筆・修正を行った。